

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 10 件

徳島厚生年金 事案374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所B支部における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から同年9月18日まで

私は、昭和36年7月から38年7月までの間、A事業所（現在は、C事業所）で継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、36年8月1日から同年9月18日までの期間の被保険者記録が無い。

申立期間については、A事業所D支部からB支部へ複数の同僚とともに転勤し、B支部で勤務していた時期と思われる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B支部が加入していたE健康保険組合が保管する健康保険被保険者名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和36年8月1日にA事業所D支部から同事業所B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のE健康保険組合が保管する昭和36年8月の健康保険被保険者名簿の記録及び申立人のA事業所B支部における同年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C事業所は、「当時の資料は保管されていないが、当時、健康保険及び厚

生年金保険被保険者資格の取得に係る手続は同時に行っていたため、A事業所B支部が昭和36年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行い、申立期間に係る保険料も納付した可能性がある。」と主張しているが、A事業所D支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、E健康保険組合が保管するA事業所B支部に係る健康保険被保険者名簿から、申立人と同日にA事業所D支部からB支部に転勤したと推認される16人の同僚が、申立人と同様に申立期間について厚生年金保険の被保険者記録に空白があり、記録の訂正を行った形跡も認められず、事業主の供述を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から同年12月までの期間については20万円、5年1月から同年10月までの期間については19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同期間の標準報酬月額に係る記録を上記のとおり訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月15日から5年11月1日まで

A事業所の社長に月給20万円の条件を提示され、勤務していた会社を辞めて同事業所に入社した。入社後は約束どおり、月給20万円から社会保険料と税金を控除された金額を現金で受取っていた。20万円の給与に見合う保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は実際に支給された給与額より低い報酬月額となっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年1月から同年12月までの期間について、申立人から提出のあった同年分の給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額から判断すると、同年の給与月額が申立人の供述どおり20万円であったことが認められる。

また、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を検証したところ、平成4年当時、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者（被保険者期間は、昭和48年7月から平成9年3月までの期間）であり、ほかに同居の親族もいないことから社会保険料等の額に申立人以外の者に係る社会保険料額が含まれているとは考え難く、社会保険料等の金額欄に記載された額は、すべて申立人に係る健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇

用保険料の額を加算した額と推認できるところ、当該金額欄に記載された額が、標準報酬月額 20 万円に基づき計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主は当該期間については、標準報酬月額 20 万円に基づき健康保険料及び厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 5 年 1 月から同年 10 月までの期間について、申立人は、事業主の妻から給与を減額すると伝えられたことを記憶している旨主張しているところ、申立人から提出のあった同年分の給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額から判断すると、同年の給与月額が 19 万円であることが認められる。

また、平成 5 年当時においても、申立人の妻は厚生年金保険の被保険者であり、ほかに同居の親族もいないことから社会保険料等の額に申立人以外の者に係る社会保険料額が含まれているとは考え難く、社会保険料等の金額欄に記載された額は、すべて申立人に係る健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額と推認できるところ、社会保険料等の金額欄に記載された額が、標準報酬月額 19 万円に基づき計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主は当該期間については、標準報酬月額 19 万円に基づき健康保険料及び厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと認められる。

- 3 以上のことから判断すると、申立人の標準報酬月額については、平成 4 年 1 月から同年 12 月までの期間については 20 万円、5 年 1 月から同年 10 月までの期間については 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、平成 4 年及び 5 年分の給与所得の源泉徴収票により認められる報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち、平成 4 年 1 月から 5 年 10 月までの長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は、前述の源泉徴収票により認められる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間のうち平成 2 年 1 月から 3 年 12 月までの期間について、申立人は、源泉徴収票等厚生年金保険料の控除について確認できる資料

を所持していないことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていることを確認することはできない。

また、申立事業所は既に廃業しており、申立期間当時の資料は保管されていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除額等は不明である上、申立人と同時期に申立事業所に勤務し、申立人と同様の業務を行っていたとする者に当該期間の厚生年金保険料の控除状況等を照会したが、当該期間において申立人の給与から、社会保険庁（当時）の記録から確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除額より高い額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成2年1月から3年12月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案507

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
未納となっている申立期間の国民年金保険料については、亡くなった母が、兄夫婦の保険料と一緒に払ってしてくれたはずである。
調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿及び申立人が所持する国民年金手帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年3月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、母親が、申立期間の国民年金保険料について、申立人の兄夫婦の保険料と一緒に納付したと主張しているが、オンライン記録において、兄夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付した事実は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

徳島国民年金 事案508

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年4月まで

申立期間当時、勤務していた事業所は国民健康保険組合に加入しており、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。職場近くの金融機関で夫の国民年金保険料と併せて納付していた。確かに納付していたと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年2月21日に厚生年金保険被保険者の資格喪失後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A市区町村及びB市区町村が保管する国民年金被保険者名簿、オンライン記録並びに申立人が所持する国民年金手帳の記録欄のいずれにおいても、申立人の国民年金の資格喪失年月日は、厚生年金保険の資格取得年月日である55年12月1日となっており、その後の国民年金の資格取得年月日が平成3年7月16日となっていること、及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿には、当該資格取得の事由は「厚生年金離脱による再取得」と記載されていることを踏まえると、申立期間は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年9月まで
② 昭和47年5月から48年5月まで

私は、申立期間①をA事業所で、申立期間②をB事業所のサービス部門であったC事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚がいずれも申立人を記憶していないなど、申立人が申立期間①において、A事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、前述の複数の同僚の供述により、A事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和44年7月1日から46年4月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、当時の事業主は関連資料を保管しておらず、当時の経理事務担当責任者であった事業主の妻も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、少なくとも申立期間②を含む昭和47年4月1日から48年7月25日までの

期間について、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、「当社が保管している昭和46年8月以降の社会保険関係資料（資格取得届、算定基礎届、月額変更届及び被扶養者異動届）の控えの中に申立人に係る書類は無いことから、申立人の社会保険料を控除した事実も無いと判断する。」と供述しているところ、当該社会保険関係資料は、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容と一致していることが確認できる。

また、B事業所の当時の社会保険事務担当者であった現在の役員は、「サービス部門の従業員のうち事務職以外の者は、社会保険に加入していない者が多かったと記憶している。」と供述しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が名前を挙げた同僚が申立期間②当時同社に勤務していたと記憶する4人のうち、3人について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、B事業所のサービス部門では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和46年1月1日から49年6月1日まで期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から48年10月まで

私は、昭和46年5月ごろにA事業所(現在は、B事業所)に入社し、当時6万円ぐらいであった給与が、1年後には10万円ぐらいに増額され、同時に厚生年金保険料の控除額も上がり、驚いたことを記憶している。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち少なくとも昭和47年6月2日から48年10月20日までの期間について、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人(C氏、D氏及びE氏)について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、A事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A事業所における複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録が一致していないことから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和39年5月1日から48年11月16日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、B事業所は、「当時の関連資料を保管しておらず、詳細は不明

である。」旨供述しており、当時の同僚から聴取しても、申立人の勤務実態、厚生年金保険加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる具体的な供述を得ることができず、ほかに、申立人の給与から事業主により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から35年7月まで

私は、昭和32年10月に前に勤めていた会社を退職後、同年12月に小型四輪運転免許を取得し、33年1月からA事業所（昭和46年7月1日にB事業所に名称変更。現在は、C事業所）に運転手として勤務し、35年7月に退職した。

申立期間については、厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同じ運転手として一緒に勤務していたとする同僚3人のうち一人が、「申立事業所では厚生年金保険に加入させてもらえず、健康保険被保険者証も交付してもらえなかった。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該3人の同僚について厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、前述とは別の複数の同僚の供述などから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和23年11月1日から35年9月25日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立事業所に照会しても、申立期間当時の人事記録等の関係資

料が保管されておらず、当時の給与担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から31年8月13日まで

私は、昭和28年6月1日にA事業所に工員として入社し、31年8月12日までの期間について勤務した。

給与から厚生年金保険料等が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が、勤務期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、当時の従業員数を100人くらいであったと供述しており、申立人が名前を挙げた同僚も、当時、受注状況によってかなりの数の従業員を雇用していたと供述しているものの、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登録された被保険者数は、申立人が入社したとする昭和28年6月1日時点において5人、退職したとする31年8月13日時点において18人しか確認できないところ、申立人について記憶する同僚からは、「申立人は多忙な時にだけ勤務していた。本工ではなかったように思う。当時、臨時工は厚生年金保険に加入していなかったと聞いたことを記憶している。」との供述が得られることなどから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和24年4月1日から31年10月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、商業登記簿によると、申立事業所は、平成9年に解散しており、当時の人事記録等の関係資料を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から3年7月1日まで

私は、平成元年3月20日から、A事業所が経営する販売部門のB事業所にアルバイトとして勤務し、同年7月1日に正社員に登用された。正社員に登用されてからの期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

入社当時の店長等の供述により、申立人が、申立期間について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人と同種の配属先で勤務していた同僚は、「私が申立事業所に入社した時期より、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は約2年遅れているが、経理事務担当者から社会保険の加入について希望を聞かれ、加入を希望した経緯を記憶している。当時、社会保険への加入を希望しない従業員も多くいた。」と供述しており、申立期間当時の役員及び経理事務担当者は、「申立期間当時は、従業員の出入りが激しく、すべて社会保険に加入させる状況ではなかった。従業員の希望等により厚生年金保険に加入させないこともあった。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、オンライン記録において、申立期間を含む平成元年2月1日から申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した3年7月1日までの期間における厚生年金の被保険者記録に、申立人の氏名等はない。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した日である平成3年7月1日に雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録から、申立事業所は平成14年1月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年4月まで

申立期間については、A事業所に正社員として勤務しており、製造業務に従事していた。

社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間はB事業所の厚生年金保険の被保険者記録となっているが、当時、B事業所に退職する意志を伝えないまま、同社には出社せずA事業所に勤務しており、B事業所の社長と私が同じ年齢で仲が良かったため、勤務していなかったにもかかわらず、厚生年金保険に加入させていたと考えている。

実際に勤務していたのは、A事業所であるため、申立期間について、B事業所だけではなく、A事業所の厚生年金保険の被保険者記録も追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所における当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険については、本人の申出がない限り加入させていなかった。また、1年未満で退社する従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「厚生年金保険の加入を申し出て初めて、厚生年金保険に加入させてもらった。入社と同時に厚生年金保険に加入はしていなかった。」と供述していることから判断すると、当時、A事業所は従業員すべてを必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所は、「当時の詳細な状況までは分からないが、現在保管

している人事関係書類及び社会保険関係書類を確認しても、申立人の氏名等は確認できないことから、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失届は行っておらず、厚生年金保険料も控除していないと思われる。」と供述しており、申立人が厚生年金保険に加入していた状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和59年9月21日から62年5月21日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

なお、申立人は、「B事業所に退職する意志を伝えないまま、同事業所には入社せずA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和58年6月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、申立期間前の60年4月21日に同資格を喪失し、その後61年5月に再度同資格を取得していることが確認できるとともに、申立期間中の61年10月1日付けの定時決定において、標準報酬月額が18万円から19万円に引き上げられていることが確認できる。

このほか、当時の同僚から事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる具体的な供述を得ることができず、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月27日から50年1月25日まで

A事業所B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録において、A事業所B工場を昭和49年10月26日に離職し、50年1月26日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間は、全社で数千人、当社B工場では約100人を対象として一時帰休が行われ、社会保険庁（当時）の記録どおりの届出を行っており、申立人に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、当該事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及び同資格取得確認通知書の写しから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録についてA事業所B工場に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録どおりの届出が行われたことが確認できる。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人を含む、被保険者番号4392番から4493番までの被保険者が、昭和49年10月27日付けで資格を喪失し、50年1月26日付けで同資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、複数の同僚が「申立事業所は、申立期間当時、一時帰休を行った。厚生年金保険料の控除についてはわからない。」と供述している上、

申立人と同じマイクロバスで通勤していたとする同僚は、「一緒に通勤していた従業員全員が一時帰休になった。一時帰休期間において給与から厚生年金保険料の控除は行われていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から36年2月11日まで

A事業所がB都道府県で新規事業を始めるにあたり昭和35年8月に採用された。C都道府県にあるA事業所本社で面接を受け、即日採用が決まりA事業所D支店へ赴任した。D支店では車の運転など補助的な業務に従事していたが、新規事業の計画が中止になったので退社した。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所D支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、「当時、厚生年金保険の加入については当社各支店において行っていたと思うが、当時の人事記録等の関係資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除及び納付状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関係資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和35年4月1日から36年3月1日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏

名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

なお、A事業所本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年秋から冬まで
② 昭和51年秋（9月）から冬まで

私は、学校の臨時教員として、申立期間①においてA市区町村立B校に、申立期間②においてA市区町村立C校で勤務した。

調査の上、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 D事業所が保管する辞令一覧表において、申立人は、臨時教員として、申立期間①のうち、昭和50年9月1日から同年10月31日までの期間及び同年11月1日から同年12月27日までの期間においてA市区町村立B校に勤務し、51年1月21日から同年2月20日までの期間及び同年2月21日から3月25日までの期間においてA市区町村立C校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D事業所は、D事業所長から管内市区町村所管機関長に宛てて通知した「臨時の学校職員の社会保険の取り扱いについて」（昭和**年**月**日第***号）において、「任用期間が2箇月を超え12箇月未満の臨時職員について健康保険及び厚生年金保険の二種類に加入させることとすること。」と定められていた旨回答している上、申立人が勤務していたA市区町村立B校の当時の事務担当者も、「任用期間が2か月を超えない臨時教員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人は、任用期間が2か月を超えていないため、申立期間①当時、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと推認できる。

2 申立期間②について、申立人は、臨時教員としてA市区町村立C校に勤務していたと主張しているところ、D事業所が保管する辞令一覧表において、申立人が、当該期間当時、臨時教員として勤務していた事実は確認できない。

また、申立人について、当該期間に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚からも、申立人の、当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等をうかがわせる供述は得られない。

3 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①を含む昭和50年9月1日から51年4月8日までの期間及び申立期間②を含む同年9月1日から52年4月8日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から43年2月1日まで
社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。
脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和43年4月5日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。